第5次関市行政改革大綱を策定

基本理念
「改革と協働による、市民が主役の元気な関市の実現」

近年の地方分権の一層の進展や急激に変化する国内外の社会経済情勢、また、少子高齢化の進行や人口減少など、自治体を取り巻く環境は大変厳しくなる中、現在の市民サービスを維持しながら、新たに発生する市民ニーズにも対応していくため、行政改革大綱を策定し、行政サービスの向上に取り組みます。

●策定にあたって

関市では、市町村合併の優遇制度である普通交付税算定替が平成26年度をもって終了します。平成27年度からは交付税額が減少することも念頭に、より安定した行財政運営が可能となる体制の確立に向け、市民と行政が一体となった行政改革に取り組みます。

行政改革推進審議会から関市長への答申

この大綱は、「第4次関市行政改革大綱」の考え方を引き継ぎながら、平成19年度から平成20年度にかけて市民目線で実施した「政策総点検」の取り組みとその成果を基に、関市行政改革推進審議会の皆さんからの意見を踏まえ、新たに策定しました。

なお、先に発生しました東日本大震災により、今後の国内の社会経済情勢が大きく変貌することが予測され、自治体の財政運営にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、この行政改革の取り組みについては、状況によって柔軟に対応していきます。

●大綱の概要

◆基本理念と推進の柱

この大綱では、基本理念を「改革と協働による、市民が主役の元気な関市の実現」とし、政策総点検に掲げられた取り組みの柱から、

- 協働によるまちづくり
- 歳入増加に向けた取り組み
- 歳出削減に向けた取り組み
- 合理的な事業実施に向けた取り組み
- 機能的な組織再編に向けた取り組み

の5つを推進の柱として、具体的に58の項目に取り組みます。

◆推進期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

◆大綱の推進

行政改革を着実に推進するため、「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「検証(Check)」、「改善(Action)」のPDCAサイクルにより管理します。

そして、職員一人一人が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組み、その取り組み状況をホームページなどで公表し、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、行政改革を着実に推進します。

◆進捗(しんちょく)管理と評価

市長を本部長する「関市行政改革推進本部（部長級以上で構成）」において、半期ごとに取り組み事項の進捗状況を把握し、内部評価を行い、今後の方向性などを検討・指示します。そして、市民の代表で組織される「関市行政改革推進審議会」に定期的に報告し、そこでの提言を踏まえて必要な見直しを図ります。

●具体的な取り組み事項

5つを推進の柱として、大綱実施計画に掲げた58項目の具体的な取り組みのうち、主なものを紹介します。

1 協働によるまちづくり

◇行政活動における協働

行政活動における市民との協働のルールとなる「協働ガイドライン」を策定し、市民との協働を進めていきます。そして、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める「自治基本条例」を、市民との協働のもとに調査・研究し、制定します。

◇提案型協働事業の実施

従来の市民活動助成金制度において、市が行ってほしい取り組みを提案し、その提案に対して実施する事業を応募する制度を新たに追加します。また、新たな協働型事業制度の創出として、市民団体およびＮＰＯ法人から広く事業提案をいただき、その中から実施すべき事業を審査の上で決定し、市民と行政との協働事業として事業委託します。

市民活動助成金による記念植樹事業

◇指定管理者制度の確立と推進

指定管理者制度の本来の目的に達するように、適正な運営管理・良好なサービスを行っているかを評価し、契約更新時に指定期間・選定方法の改善などに反映させます。また、公募による契約の締結を進め、民間のノウハウを活用し、収益性が高まるような契約への転換を図ります。

◇協働による街路景観の維持

協働による街路の清掃・美化活動の意識の普及を図り、市民の皆さんによる街路の緑化や環境整備を推進します。また、原材料費などを市が捻出し、施設の整備などを地域の皆さんに行っていただくことにも取り組みます。

◇アダプト・プログラム（里親制度）の推進

地域住民や企業の皆さんに、計画的に公園や河川、道路の清掃・美化活動を行っていただけるよう「アダプト・プログラム」制度を活用した公共施設の管理を進めます。

アダプト・プログラムに基づいた河川清掃

2 歳入増加に向けた取り組み

◇使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則から使用料・手数料の適正化を図ることとし、維持管理経費、サービス提供経費などの必要経費を算定し、３年ごとに見直しを行います。

◇減免制度の見直し

施設の利用に関して、使用団体や使用目的などにより使用料の減免がされていますが、減免の目的に照らして、定期的に見直すことで減免適用の適正化を図ります。

◇ごみ処理経費の適正負担

ごみ処理に多額の経費がかかっているため、排出量に応じた費用負担の公平性の確保を図る観点から、ごみ袋の料金の見直しを検討します。

◇ふるさと納税制度の推進

寄付の効果が実感できるような使途を提示するなど寄付意識の高揚を図りながら、魅力的な記念品も考案し、積極的に関市へのふるさと納税を呼びかけます。また、手続きの簡素化や納付方法の利便性の向上などにも取り組みます。

◇さまざまな市の媒体への有料広告掲載の導入

広報紙や市ホームページなどの有料広告掲載のほかに、封筒、印刷物、施設、公用車など媒体を所有する課ごとに検討し、新たな広告掲載の導入を進めます。

◇未利用地等普通財産の売却など

公共施設内での自動販売機設置者の公募を行うなど、普通財産や行政財産の貸し付けを行うとともに、未利用地の普通財産の売却などにも取り組みます。

3 歳出削減に向けた取り組み

◇温泉施設などの運営見直し

管理経費の削減と市民サービスの向上を目指した指定管理者制度の運用を図るとともに、民間への譲渡を前提に経営可能な民間事業者への管理委託を行います。

◇地区公民センターの移管

地元との協議が整った地区公民センターから順次無償譲渡します。また、譲渡を受けない場合のルールを定め、その施設の今後の維持管理について明確化します。

◇保育所の統廃合と民営化

公立保育園の統廃合を進める中、市民参画の検討委員会により今後の保育園の在り方について検討します。

◇小・中学校の統廃合

各地域で少子化が進むことから、小・中学校の在り方を検討し、地域が納得できる運営形態への転換を図ります。また、学校用務員の臨時職員化や民間委託を行い、学校の運営経費の抑制を図ります。

◇体育・運動施設などの管理運営見直し

陸上競技場、総合体育館などの体育・運動施設について、指定管理者制度による管理運営を行います。また、市民健康プールについては民営化を含めた中で指定管理者制度の見直しを図ります。

◇研修施設の有効利用

中池自然の家について、利用料金の見直しを行うとともに、指定管理者制度の導入を検討します。また、洞戸高賀山自然の家について、土地、建物の売却などを含め指定管理者制度を見直します。

今年度耐震工事を行う予定の中池自然の家

4 合理的な事業実施に向けた取り組み

◇行政評価システムの有効利用

行政評価による第４次総合計画の適正な進行管理を推進する中、事務事業の内容、目的、目標とその進捗状況や結果を公表するとともに、行政評価事務・総合計画実施計画策定事務を予算編成事務と連動させることで事務の効率化を図ります。

◇成果につながる補助金交付

補助金交付団体においては補助金が既得権と考えられている状況もあるため、関市補助金等交付基準に基づいた適正な運用を行うとともに、補助金等適正化の検討委員会を設置し、補助金の効果的かつ適正な執行を図ります。

◇公共施設の合理的かつ効率的管理運用

市の土地や建物の有効的な活用を図るため、それらの情報の管理を一元化し、それぞれの性能、利用状況などから規模や維持管理が適正であるか評価します。そして、利用計画がない土地、十分に利用されていない土地については利活用を促進するか売却を進めます。また建物は、より効率的な利用が望ましいもの、共同利用が望ましいもの、用途を変更したほうが望ましいもの、処分すべきものに区分してさらなる有効利用を図ります。

◇公共施設の長寿命化

道路や橋梁（きょうりょう）、水道、下水道などは高度成長期に建設されたものが多く、近い将来集中して改修時期を迎えることから、各施設の維持管理計画を策定し、対処療法的な維持管理から予防保全へと転換して、施設の長寿命化を推進するとともに、必要予算の平準化とトータルコストの縮減を図ります。

5 機能的な組織再編に向けた取り組み

◇行政課題に対応する組織編成

職員数の削減に対応する効率的な組織・機構の構築が必要とされる中、権限委譲や新たな行政課題、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる組織編成を行います。

◇支所・地域事務所の在り方の見直し

市として行う業務を確認し、本庁一括で行う業務、事務所ごとに行う業務、複数事務所分を一括して行う業務、廃止する業務などを精査し、本庁と支所・地域事務所の役割や機能についての検証を行い、効率性の高い体制づくりを進めます。

◇定員・給与などの適正化

抜本的な事務事業の見直しや公務能率の向上を図りつつ、定員適正化計画に基づき、職員数の削減を行うとともに、給与制度や各種手当の見直しにも取り組みます。

◇水道事業の健全化

水道施設や配送水管の更新時期を迎え、その経費が必要になることから、業務委託などによる経費の節減に取り組むとともに、安全な水を提供するために市民の皆さんのご理解を得ながら必要な料金改定を図ります。

配水管の漏水修繕工事

◇下水道事業の健全化

受益と負担の公平性を図り、下水道事業の安定経営の観点から料金改定を図ります。

大綱および実施計画は、市ホームページで公開しているほか、企画政策課窓口をはじめ、市役所１階案内、西部支所、各地域事務所、関市立図書館カウンターなどで閲覧できます。

◆照会先　企画政策課　☎㉓７０１４